

公共労速報 No.197

2013年11月7日 公立学校共済組合職員労働組合 TEL03-3872-6175

12月期一時金・昨年と同月数で協定 産前休暇8週間(現行7週間)など回答

公共労は11月7日に、秋年末要求で第一回の団交を行いました。団交では、公共労の統一要求に対し、「12月期一時金は、期末手当1.375月、勤勉手当の財源を0.675月とする（「特に優秀100分の135以下」「優秀100分の83.5未満」「良好100分の64.5」「良好でない100分の64.5未満）」、「産前休暇を8週間とする（現行7週間）」などの理事者回答が示されました。公共労は一時金について、「昨年と同じ月数であり、やむを得ない」として妥結・協定しました。一時金は12月10日に支給されます。

なお、理事者は提案事項として、前記の一時金、産前休暇、10月3日に提案した退職手当の引下げの他に、看護師に係る連続休暇を提案してきました。不可解なのは、看護師の連続休暇です。何故、勤続5年、10年、15年で各3日の年休を連続して取得するのでしょうか。その意義が全く分からない提案です。

11.7 団交要旨

<看護師の給与体系の改善>

理事者「国・県と比べても低いわけではない」

公共労「次回にその資料を示せ」、「公的な病院の比較資料では公立共済は低い」

<年末年始勤務手当と早出手当>

理事者「病院からも廃止したら支障がでるとは聞いていない」

公共労「職員みんなが廃止はダメと言っている、職員の声は聞いていないではないか」、

参加者「大変な勤務をおこなっていることを評価し、廃止をやめて欲しい」と訴え

<勤務間隔12時間以上>

理事者「組合の主張はよくわかった」

<年間の勤務表作成>

理事者「数ヶ月前から、どこで休みを取りたいということを登録して、休めるようにしたいという趣旨は理解できる」

<超勤不払いの一掃>

理事者「事務部長会議などで強く要請している」

<委員会・研修問題>

理事者「整理するよう指導している」、「時間外で出席を命令した場合は当然超勤となる」